

広島県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成二十一年広島県告示第七百二十号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画緑地事業（広島平和記念都市建設事業）

7号 東部河岸緑地

三 事業施行期間

平成二十一年七月二十七日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

なし

使用の部分

広島県広島市南区宇品西二丁目、宇品西二丁目及び皆実町六丁目地内